

答 申

第 1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が令和 5 年（2023 年）10 月 24 日付け令 5 河川第 303 号で行った公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 個人情報の開示請求（添付書類は省略）

審査請求人は、令和 5 年 10 月 8 日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成 9 年山口県条例第 18 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、「〔〇〇課〕・本年 6 月末から 7 月にかけての集中豪雨により山口市はもとより県内全体において史上最悪の被害が生じたところである。また 6 月定例議会において、6 月末の県の初動体制が追及されて 9 月議会において知事の答弁がなされた。別添のとおり、〇〇主査の愚行などについての詳細な報告書に関する全ての文書（メモ含む）」に係る公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、本件請求に対し、請求の対象となっている公文書は、作成されておらず存在しないことを理由として、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和 5 年 10 月 30 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づく審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消を求めるというものである。

2 審査請求の理由（添付書類は省略）

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見（反論書より。添付文書は省略）

（省略）

第 4 実施機関の説明要旨（弁明書より抜粋）

（省略）

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

本審査請求では、本件請求の対象となる公文書について、作成しておらず存在していないことを理由として実施機関が本件処分を行ったことの妥当性が争点となっていることから、この点について検討する。

本件請求に係る公文書開示請求書に添付された公益通報保護制度通報様式に記載された平成29年当時の〇〇所長の発言は些か唐突であること、審査請求人の主張以外に本件請求に係る公文書の存在を推認できる根拠も特に見当たらないことから、本件請求のあった公文書が作成されておらず存在していない、との実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

2 その他

審査請求人は種々申し立てているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、第1の審査会の判断のとおり結論する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年　　月　　日	経　　　　　　過
令和　６年　１月　４日	実施機関から諮問を受けた。
令和　６年　６月　３日	事案の審議を行った。
令和　７年　５月２３日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会（第一部会）委員名簿

（五十音順・敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
沖 本 浩	弁護士	部会長
古 林 照 己	公認会計士	
服 部 麻理子	獨協大学教授	部会長職務代理者

（令和7年5月23日現在）